

社会福祉士の業務内容

社会福祉士は、「ソーシャルワーカー」と呼ばれる社会福祉専門職の国家資格で、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害がある方または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方々の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、援助し、利用者の生活と権利を守り、自立を支援するため、時には利用者を代弁し、ほかの専門職と連携し、利用者の利益の実現を目指す業務を行います。

◆社会福祉士業務は、「関係機関との連絡・調整」、「相談」、「ケース記録等の記入」、「管理業務」など。

利用者の相談に乗ったり、カウンセリングを行ったり、必要なサービスの情報を提供したり、問題解決の調停役を努める。

利用者自身が問題解決にあたれるよう、問題解決能力を高めていく方向で、相談業務にのります。

どのような生活上の困難を抱え、どのような福祉サービスが必要としているかを見極める、あるいは社会福祉施設の運営管理から、地域福祉計画の策定まで手がけ、お年寄りや身体・知的障害者、ひとり親家庭などの相談にのり、それぞれの状況に応じた援助や指導を行い、行政や医療機関など各関連施設をつなぐ役割を担います。

※その他、社会福祉士が対応可能な業務

●他土業・専門コンサルタントにご相談・ご依頼がございましたら、お気軽に川口人事労務総研までお問い合わせ下さい。